

熊取町基幹相談支援センター運営業務委託仕様書

1. 目的

この仕様書は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 77 条の 2 の規定に基づき、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として実施する基幹相談支援センター運営業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、必要な事項を規定するものとする。

2. 業務名

熊取町基幹相談支援センター運営業務委託

3. 業務実施場所

熊取町内

4. 業務区域

熊取町内全域

5. 業務委託期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（但し、令和 9 年度以降は、当該年度の事業の実績を鑑み、予算措置を前提として、業務委託期間を延長することができるものとする。）

6. 業務委託料等

委託料の支払いは、業務完了後の支払を基本とするが、町と事業者双方の協議に基づき変更可能とする。

7. 業務実施日時

（1）開所日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までを除く。

（2）開所時間

午前 9 時から午後 5 時までとする。

また、夜間・休日などの時間帯にも緊急時における連絡体制を確保すること。

8. 運営体制等

（1）職員の配置

常勤専従の相談員 1 名、常勤（兼任可）の相談員 1 名の 2 名体制とし、うち 1 名は基幹相談支援センターの代表者として位置づけること。

(2) 相談員の要件

- ・常勤専従の相談員は主任相談支援専門員とすること。
- ・常勤（兼任可）の相談員については、相談支援専門員として3年以上の実務経験があることが望ましい。なおかつ、現任研修を修了していることが望ましい。

(3) 代替職員の確保

病気休暇等の理由により職員に欠員が生じた場合は、速やかに代替職員を配置するなど必要な措置を講じ、本業務の円滑な遂行に努めること。

9. 業務内容

(1) 総合的・専門的な相談支援の実施

- ・相談支援事業所の後方支援（相談、助言、同行支援、緊急時の支援等）を行う。
- ・新規相談ケースの初期相談受入を行う。

(2) 地域の相談支援体制強化・連携強化の取組

- ・相談員の人材育成（研修や事業所訪問等による計画相談の資質向上）や地域の関係機関との連携を推進する。

(3) 地域移行・地域定着支援について、促進に向けた取組を行う。

(4) 権利擁護（成年後見制度等）・虐待防止・差別解消に関する業務

- ・権利擁護に係る必要な支援を行うとともに、啓発に係る活動を行う。
- ・障がい者等に対する虐待を防止するための取組

(5) 熊取町自立支援協議会の運営等

- ・自立支援協議会事務局として、企画運営を行う。

(6) その他基幹相談支援センターの運営にあたり必要な業務

10. 関係書類の提出

(1) 実施した委託業務については、毎月、事業実施報告書（月報）及び利用実績集計報告書（月報）を提出すること。

(2) 業務完了時には、事業実施報告書（年報）、利用実績集計報告書（年報）及び本業務に関する当該年度決算書を提出すること。

(3) その他、熊取町からの指示に基づき、適宜必要な資料を作成し、提出するものとする。

11. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 事業者は、本業務を第三者に一括して、または一部を再委託してはならない。

(2) 事業者は、個人情報保護の重要性を認識し、本業務を行うにあたっては、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、個人情報（特定個人情報を含む。）を取り扱う場合は、別紙の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(3) 事業者は、利用者のプライバシーを尊重し、業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。契約期間が満了若しくは契約が解除された後及びその職を退いた場合も同様とする。

- (4) 事業者は、本業務の実施にあたり、関係法令を遵守すること。
- (5) 事業者は、本業務の実施にあたり、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないように十分配慮すること。

12. その他

(1) 事故発生時の対応

業務の提供により事故が発生した場合、必要な措置を講ずること。また、事故の状況、処置について記録しなければならない。

- (2) 仕様書に記載されていないその他必要な事項については、町と事業者が協議して決定するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 この契約により、熊取町（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なしに他人に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

2 受注者は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容を正当な理由なしに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により罰則が適用される場合があること他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第3条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、個人情報の管理の任に当たる者として管理責任者を選定し、かつ、業務従事者の管理体制を整備しなければならない。

3 受注者は、この契約における個人情報を取り扱う場所及び保管場所を定め、入退室の規制、防犯防災対策その他の安全対策の措置を講じなければならない。

4 受注者は、この契約の業務に着手する前に、前2項に規定する措置の内容を書面により発注者に報告しなければならない。

5 受注者は、この契約による事務を処理するに当たり、特定個人情報を取り扱う場合は、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について書面により発注者に報告しなければならない。

(収集の制限)

第4条 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(再委託)

第5条 受注者は、この契約による個人情報の処理を再委託する場合は、再委託先において個人情報を適切に取り扱うことができることを確認した上で、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得なければならない。

2 受注者は、前項の規定による承諾を得た場合においては、委託先に対してこの個人情報取扱特記事項に定める措置を講じさせるとともに、必要かつ適切な監督を行

うものとする。

3 前2項の規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降について準用する。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の処理以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第8条 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときには、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(資料等の返還等)

第9条 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を厳重に保管し、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、又は発注者の指示に従い抹消するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(調査および勧告)

第10条 発注者は、受注者の契約の履行に係る個人情報の取扱いの状況について、必要に応じて受注者に報告させ、又は年1回以上実地調査することができる。

2 受注者が、委託業務の全部又は一部を再委託するときは、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、受注者を通じて又は発注者自らが前項の措置を実施する。個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

3 発注者は、受注者の契約の履行に係る個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、必要な勧告を書面で行うことができる。

(契約の解除及び損害賠償)

第11条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたとき、又は故意又は過失により個人情報を漏えい、滅失又はき損したと認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(その他)

第12条 受注者は、第1条から前条までに定めるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。